

利用上の注意

1 調査の目的

2003年漁業センサスは、漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等の漁業の背景の実態を総合的に把握し、漁業構造の改善等水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 調査の体系

調査の種類		調査の対象	調査の系統	調査期日	調査方法
海面 漁業 調査	漁業経営体調査	海面に沿う市町村に所在する漁業経営体	農林水産省 都道府県 市町村 調査員	平成15年 11月1日 現在	調査員が調査客体からの面接聞き取り調査（一部項目（会社、官公庁、学校、試験場については全部）自計申告）
	漁業従事者世帯調査	海面に沿う市町村に所在する漁業従事者世帯		〃	
	漁業管理組織調査	海面に沿う市町村に所在する漁業管理組織	農林水産省 地方農政局 取りまとめセンター 統計・情報センター	〃	統計・情報センター職員が調査客体からの面接聞き取り調査
	海面漁業地域調査	農林水産大臣が指定する漁業地区		〃	
内水面 漁業 調査	内水面漁業経営体調査	農林水産大臣の指定する湖沼の漁業経営体及び養殖業経営体	農林水産省 地方農政局 取りまとめセンター 統計・情報センター (調査員)	〃	調査員又は統計・情報センター職員が調査客体からの面接聞き取り調査（一部自計申告）
	内水面漁業地域調査	農林水産大臣の指定する内水面漁業地域	農林水産省 地方農政局 取りまとめセンター 統計・情報センター	〃	統計・情報センター職員が調査客体からの面接聞き取り調査
流通 加工 調査	水産物流通機関調査	魚市場、水産卸売業者及び水産物買受人	農林水産省 地方農政局 取りまとめセンター 統計・情報センター (調査員)	〃	調査員又は統計・情報センター職員が調査客体に調査票を配布、回収（自計申告調査）
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	冷凍・冷蔵工場及び水産加工場		〃	

3 調査の定義及び約束事項

(1) 海面漁業調査

過去1年間	平成14年11月1日～平成15年10月31日の期間
漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間ににおける漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営体階層	漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 (ア)過去1年間に主として営んだ漁業種類(販売金額1位の漁業種類)により決定した経営体階層。 大型定置網、小型定置網、地びき網及び海面養殖の各階層。 (イ)過去1年間に使用した漁船の種類及び動力船の合計トン数により決定した経営体階層。 上記(ア)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力船の合計トン数により、漁船非使用、無動力船、動力1トン未満から動力3,000トン以上の階層までの15経営体階層を決定した。 なお、船外機付船のみを使用した経営体で(ア)に該当する以外はすべて1トン未満階層とした。 また、動力漁船の合計トン数には、専用船(遊魚のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等)のトン数は含んでいない。
漁業層	
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力船、動力船10トン未満、定置網、地びき網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
中小漁業層	動力船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。
大規模漁業層	動力1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。
漁業制度	
大臣許可漁業	漁業法(昭和24年12月15日法律第267号)に基づいて政令により定められた漁業(「指定漁業」と称されている。)で農林水産大臣の許可を受けなければ営むことができない漁業をいう。
知事許可漁業	漁業法により、知事の許可を受けなければ営むことのできない漁業(法定知事許可漁業)及び都道府県漁業調整規則で知事の判断に基づき独自に規定した漁業で、知事の許可を受けなければ営むことができない漁業をいう。
大臣承認漁業	農林水産大臣の承認がなければ営むことができない漁業をいう。
漁業権漁業	都道府県知事の免許を受け、一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利を有する漁業で共同漁業、区画漁業、定置漁業が含まれる。
自由漁業	海面で自由に営むことのできる漁業をいう。

そ の 他	<p>上記以外で以下の漁業をいう。</p> <p>(ア)官公庁、学校、試験場等の調査船の行う漁業</p> <p>(イ)海区漁業調整委員会の承認を受けて営む漁業</p> <p>(ウ)農林水産大臣に届け出を行って営む漁業</p>
漁 業 種 類	<p>(ア)「主とする漁業種類」</p> <p>漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。</p> <p>(イ)「営んだ漁業」</p> <p>漁業経営体が過去1年間に営んだすべての漁業種類をいう。</p>
漁 船	<p>過去1年間に経営体が漁業生産のために使用し、調査日現在保有しているものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。</p> <p>ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。</p>
経 営 組 織	<p>漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。</p>
個人経営体	<p>個人で漁業を自営する経営体をいう。</p>
団体経営体	<p>個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、官公庁・学校・試験場に区分している。</p>
会 社	<p>商法又は有限会社法に基づき設立された合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社をいう。</p>
漁業協同組合	<p>水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。</p>
漁業生産組合	<p>水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。</p>
共同経営	<p>二人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。</p>
官公庁・学校 ・試験場	<p>官公庁・学校・試験場のうち漁獲物又は収獲物を販売したものをいう。</p>
漁業従事者世帯	<p>過去1年間に生活の資として賃金報酬を得ることを目的とし、漁業経営体に雇われて又は共同経営に出資従事して30日以上漁業の海上作業に従事した世帯員がいる世帯をいう。</p>
最盛期の海上作業 従事者数	<p>各漁業経営体において、過去1年間に営んだすべての海面漁業を通じて最も多くの人が漁業の海上作業に従事した時期の人数をいう。したがって、最盛期の海上作業従事者数を合計したものは漁業従事者数の実数とはならない。</p>
経営体の専兼業分 類	
専 業	<p>個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいないものをいう。</p>
第 1 種 兼 業	<p>個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業の年間収入が自営漁業以外の年間収</p>

第 2 種 兼 業	入を上回るものをいう。 個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業以外の年間収入が自営漁業の年間収入を上回るものをいう。
基幹的漁業従事者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。
自営漁業の経営主	自営漁業の経営に責任を持っている者を言う。具体的には、経営の意志決定を行う人、経営活動の結果として損益の帰属人である人等。
自営漁業の後継者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者で、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。
漁 業 世 帯	個人経営体及び漁業従事者世帯を総称したものをいう。
漁 業 就 業 者	漁業世帯の世帯員のうち、満15歳以上で過去1年間に自営漁業又は漁業雇われの海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

(2) 漁業管理組織調査

漁 業 管 理 組 織	漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体からなる集まりであって、自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行う組織で文書による取決めのあるものをいう。
-------------	---

(3) 海面漁業地域調査

漁 業 地 区	漁業地区とは、市区町村の区域内において、共通の漁業条件の下に漁業が行われる地区として、共同漁業権を中心とした地先漁場の利用等漁業に係る社会経済活動の共通性に基づいて農林水産大臣が設定するものをいう。
漁 業 権 放 棄	漁業地区の地先海面の共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権の区域内で、過去5年間（平成10年1月1日から平成14年12月31日まで。）に漁業権放棄に関する契約の調印が行われたものをいう。
藻 場	アマモ、ガラモ等の海藻が繁茂し、陸上の森林の様相を呈するもので、その面積が1ha以上のものをいう。
干 潟	日常干潮帯に露出する砂泥平底で、干潮時における平均的な面積が1ha以上のものをいう。
植 樹 活 動	森林がもたらす栄養分に富んだ水の安定供給、保水機能、良質の土砂の供給等により魚介類を保育する目的で山に木を植え、その保育作業をすることをいう。
魚 付 き 林 造 成	水面に対する森林の陰影、投影、魚類等に対する、養分の供給、水質の汚濁防止などの作用により魚類の棲息、繁殖を助ける目的で設けた海岸林を造成することをいう。
海浜部清掃活動	環境保全の観点から漁業地区の周辺部で住民及び漁業者が個人ではなく集団で行った清掃活動をいう。

漁業系廃棄物	漁業生産活動による老朽・破損等により生じる廃棄物のうち、FRP船、漁具、漁網及び漁獲物の残滓のことをいう。
FRP船	船殻の主要部分である外板等にFRP（強化プラスチック）を用いている船をいう。
漁具・漁網	ナイロン、プラスチック等の化学製品又は金属を材料とする漁具・漁網をいう。
魚箱	水揚げ、出荷等に使用する発泡スチロール、プラスチック等の化学製品を材料とする魚箱をいう。
遊漁案内業者	漁業者、漁業者以外に関わらず、遊漁者から料金を徴収して、漁船、遊漁案内船等を使用して遊漁者を漁場に案内する業務（船釣り、瀬渡し等）や潮干狩り、観光地びき網、磯釣り等の業務を行うものをいう。
遊漁者	レクリエーションを目的として、海面において水産動植物を採捕する者のうち、遊漁案内業者を利用した者をいう。
漁業体験	地びき網、定置網、底びき網等の網等の漁業を実際に体験できる活動をいう。
漁村体験	食品加工、郷土料理の実習、マリンレジャー、ホエールウォッチング等の体験ができる漁村体験型余暇活動（ブルー・ツーリズム）をいう。

(4) 内水面漁業調査

内水面漁業経営体	湖沼漁業経営体及び内水面養殖業経営体をいう。
湖沼漁業経営体	過去1年間に共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定める湖沼において水産動植物の採捕の事業又は内水面（猿澗（サロマ）湖、風蓮湖及び厚岸湖は除く。）において養殖の事業を、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として営んだ世帯又は事業所をいう。
内水面養殖業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るため、内水面において販売を目的として計画的かつ持続的に投じ（餌）又は施肥を行い、養殖用又は放流用種苗の養成若しくは成魚を養成した世帯及び事業所をいう。ただし、水田養魚は除く。
湖沼漁業従事者数	過去1年間に湖上作業に従事した者をいう。
自営漁業の後継者	過去1年間に自営漁業に従事した人のうち、将来自営している漁業の経営主になる予定の人をいう。
内水面漁業地域	内水面漁業地域とは、内水面における漁業権行使区域により区分されている水域及びこれに接続する地域として農林水産大臣が定めるものをいう。

(5)流通加工調査

魚市場	過去1年間に漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場をいう。
水産物卸売業者	魚市場において、過去1年間に出荷者から卸売のため水産物の販売委託を受け、又は買い受けて、当該魚市場で卸売の業務を行ったものをいう。
水産物買受人	当該市場において、過去1年間に水産物卸売業者から買い受けた水産物を販売した法人又は個人（売買参加人を含める。）をいう。
衛生管理施設	HACCP、一般衛生管理等により、食品の品質・衛生管理の向上を図ることを目的として整備されたものをいう。
冷凍・冷蔵工場	陸上において主機10馬力（7.5KW）以上の製氷・冷蔵・冷凍施設を有し、過去1年間に水産物（のり冷凍網を除く。）を冷凍し、又は低温で貯蔵した事業所をいう。
水産加工場	販売を目的として過去1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し、加工製造を行った事業所をいう。

4 数値及び記号の表示

(1) 数値

ア 統計表の数値は概数値である。

なお、確定値は、平成16年12月以降に刊行書物として農林水産省が公表する。

イ 統計数値は、単位未満の数値を四捨五入したもので、計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 記号

統計表中に使用した記号は次のとおりである。

「 - 」は事実のないもの

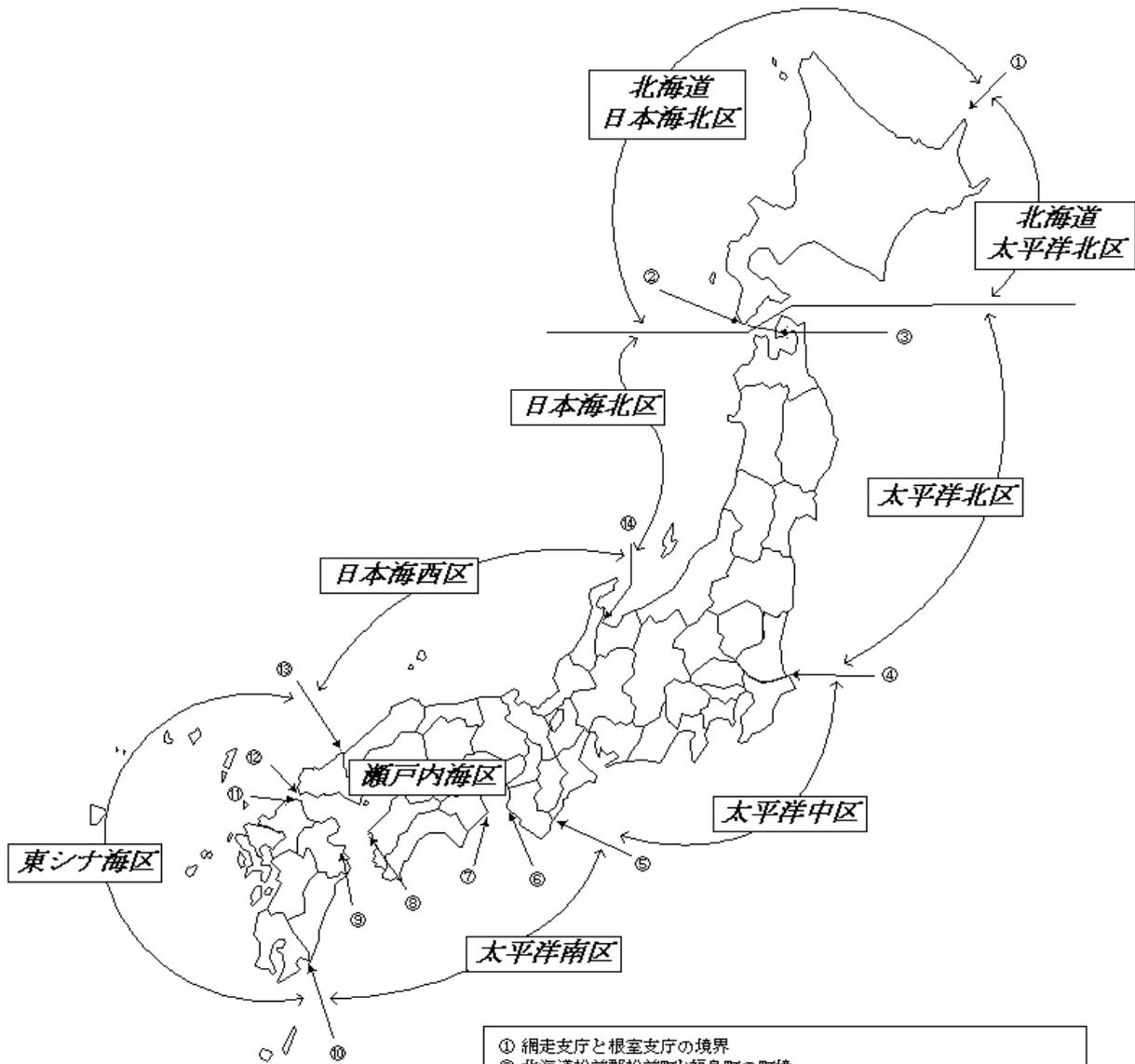
「 ... 」は事実不詳又は調査を欠くもの

「 」は負数又は減少したもの

「 x 」は秘密保護上数値を公表しないもの

連絡先：北海道企画振興部計画室統計課
経済統計グループ
電話：(011)231-4111 内線23-687
F A X：(011)232-8012
<http://www.pref.hokkaido.jp>

大海区区分図



- ① 網走支庁と根室支庁の境界
- ② 北海道松前郡松前町と福島町の町境
- ③ 青森県下北郡佐井村と脇野沢村の村境
- ④ 千葉県と茨城県の県境
- ⑤ 和歌山県と三重県の県境
- ⑥ 和歌山県日高郡美浜町三尾漁業地区と日高町比井崎漁業地区の境界
- ⑦ 徳島県海部郡由岐町伊座利漁業地区と阿南市梧泊漁業地区の境界
- ⑧ 愛媛県八幡浜市八幡浜漁業地区と西宇和郡保内町川之石漁業地区の境界
- ⑨ 大分県北海部郡佐賀関町佐賀関漁業地区と神崎漁業地区の境界
- ⑩ 鹿児島県と宮崎県の県境
- ⑪ 福岡県北九州市旧門司漁業地区と田ノ浦漁業地区の境界
- ⑫ 山口県下関市下関漁業地区と壇ノ浦漁業地区の境界
- ⑬ 山口県と島根県の県境
- ⑭ 石川県と富山県の県境

